



8月10日～9月9日

日 曜	行 事	時 間	会 場
8月			
13月	育児相談	受付9:00～11:30	健康センター
16木	子育てサロン	10:00～11:40	〃
17金	2歳児歯科健診	受付13:05～13:25	〃
20月	母子健康手帳交付(第2子以降)	受付9:00～11:30	〃
21火	健康クッキング教室	9:30～13:30	〃
27月	初妊婦講座	受付9:20～11:30終了	〃
29水	成人歯科ブラッシング相談	受付9:00～11:00	〃
30木	乳児健診(3～4か月児)	受付13:05～13:30	〃
31金	乳児健診(6～7か月児)	受付13:05～13:30	〃
9月			
3月	母子健康手帳交付(第2子以降)	受付9:00～11:30	健康センター

【複合健診】
○8月22日～24日 サンフレッシュ枕崎
受付時間 8:00～9:00
○9月4日～7日 健康センター
受付時間 7:30～8:00



多重債務は早めの相談が肝心!

多重債務の原因は、借金の返済と生活スタイルが両立していないことによります。急な入用がきたり、予定の収入がなくなったりで借金の返済がでなくなったり、ちょっとしたきっかけでも多量債務者になってしまう可能性があります。

サラ金などの消費者金融からお金を借りると利息が高く、毎月の利息分を払うのがやっとな状態、借金がなかなか

減らない状況になります。また、返済に困ると、別の信販会社から借りて返済するということの繰り返しとなり、毎月の返済に追われ生活も無意味な多重債務者になってしまう。

「借りたものは必ず返済しなければならぬ」という思いからごんごん深みにはまり、家族や親戚、友人たちにも多大な迷惑をかけることとなります。

多重債務者は、全国で150～200万人いるといわれ、そのことを原因とする自殺者も3万人程度いるとのこと。

解決への道は、自己破産や任意整理、個人再生、特定調停等何らかの手続きを取ることです。

お金のために、決して命を落とすことがあってはなりません。一人で悩まず、また他人の目を気にせず、早めに司法書士や弁護士など専門の相談窓口にお尋ねください。

年金記録管理への信頼確保へ 年金時効特例法が 施行されました

これまで、年金記録が訂正された結果、年金が増額した場合でも、時効消滅により直近の5年間分の年金に限ってのお支払いしていました。しかし、これからは、年金記録の訂正による年金の増額分は、時効により消滅した分を含めて、本人または、遺族へ全額をお支払いすることになりました。

【対象となる方】

- ① 既に年金記録が訂正され、金額が増えた方
↓年金(老齢・障害・遺族)の時効消滅分が、全期間さかのぼって支払われます。
- ② 年金記録の訂正により年金の受給資格が確認され、新たに年金をお支払いすることになった方
↓年金(老齢・障害・遺族)の時効消滅分が全期間遡って支払われます。
- ③ ①や②に該当する方が、亡くなられている場合には、そのご遺族の方

【必要な手続き】

- ④ 今後、年金記録が訂正された結果、上記①～③と同じように年金が増える方
↓増額された年金や未支給年金が全期間支払われます。
- 今後、年金記録が訂正される方
↓未支給年金の時効消滅分が支払われます。
- ※ご遺族の範囲は、亡くなられた当時、生計を同じくされていた方に限り、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順となります。

記録の訂正以外に特別の手続きは必要ありません。年金記録の訂正に合わせて自動的に手続きを行い、5年を経過した分の年金額もお支払いします。

■既に、年金を受給開始後に年金記録が訂正されている受給者の方

- ・あらかじめ必要な記載事項を印字した用紙を順次発送します。(平成19年9月)
- ・今すぐ手続きをすることも出来ます。その場合はお近くの社会保険事務所に必要な書類を提出(または郵送)してください。

■必要な書類は、お近くの社会保険事務所から取り寄せていただくか、社会保険庁のホームページからプリントアウトしてしてください。

※手続きから支払いまでの期間は、2～3か月程度です。お支払いの前に、審査結果・振込等のお知らせをします。

【窓口の手続きの際に、お持ちいただくもの】

- 年金を受給している方の場合
- 「年金証書」、「振込通知書」、など基礎年金番号・年

うぶごえ・おくやみ 6月16日～7月15日届出分

氏名	保護者住所	田畑	心海	龍樹	明和町
井上 煌太	紀臣 立神本町	竹山	銀次	孝二	中央町
長野 慈士	英明 岡見本町	沖園	桃々	一陽	山手町
山神 瀧音	修一 若葉町	田野尻 さつき	正樹	木原町	
神園 彩依流 貴博	泉町				

おくやみ

ご冥福をお祈りいたします。

氏名	年齢	住所	大工園	文夫	日之出町
田野尻 至	39	立神本町	園田	エミ	塩屋北町
下山 久雄	70	下松町	下迫	ナミ	田布川町
依積田 政春	76	別府東町	板元	守	板敷本町
竹中 達男	90	桜山上町	宮路	アキノ	立神本町
揚村 基志	65	宮前町	永留	公男	別府東町
岩田 賢三	75	宮田町	高城	重隆	寿町

人のうごき

平成19年7月1日現在

男性 11,572人 (-20)

女性 13,534人 (-3)

合計 25,106人 (-23)

世帯 11,201世帯 (0)

()内は前月との比較

国民年金等 相談窓口を 開設しています

年金記録管理で、ご自身の年金記録を確認したい方は、市役所年金係窓口でも確認できます。

もし、記録もれが見つかった場合は、統合する手続きを行います。記録の確認ができない場合やその他解決できない記録の問題など相談に応じます。

※相談に来られる際は、年金手帳、その他証拠書類(会社名などわかるもの)などをご持参ください。

※平成14年度から収納事務が国の直接事務になっておりますので、納付記録の確認に相応の時間を要することもあります。その際は、後日お知らせすることもあります。あらかじめご了承ください。

その他詳細については市役所国民年金係窓口にお問い合わせください。

問合せ 国民年金係
TEL 72-1111 内線144

※未支給年金とは、年金を受けられる方が亡くなった時にまだその方へのお支払いが済んでいなかった年金のこと。